

戸田市新型コロナ対応緊急支援パッケージ
小規模事業者等臨時給付金

小規模企業者（法人・個人事業主）の方へ
新型コロナウイルスの影響を受け、売上が減少した場合に

10万円 支給
します！

申請期間を延長します！

申請締切 **7月31日** まで
(消印有効)

申請受付の日から3週間程度で支給します！

対象を拡大します！

社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、
学校法人、公益認定を受けていない一般社団法人
及び一般財団法人も対象となりました。

申請方法は裏面またはHPで！

お問い合わせ：戸田市役所 経済政策課

小規模事業者等臨時給付金 TEL:048-446-7386



QRコード

新型コロナウイルスの影響を受け、厳しい経営環境におかれている戸田市内の小規模事業者等を応援するため、対象者に10万円の給付金を支給する制度です。

給付条件

- ① 戸田市内で事業を行っている小規模企業者等で、今後も事業の継続を目指していること。
 - ・基準日：令和2年1月1日（基準日までに市内に本店を有する法人を設立し、申請日までに法人登記が完了していること（法人の場合）、基準日までに市内で事業を開始し、申請日までに開業届が受理されていること（個人事業主の場合））
 - ・小規模企業者：中小企業基本法の定義による。

また、7月1日から社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、学校法人、公益認定を受けていない一般社団法人及び一般財団法人も対象となりました。

卸売業、小売業（小売店、飲食店）、サービス業	常時使用する従業員数 5人以下
その他（製造・運輸・建設等）	常時使用する従業員数 20人以下

- ② 基準日から申請日までの間、戸田市内で事業を継続していること。
（途中で本店移転や転出をして戻ってきた場合は不可）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること。
 - ・令和2年2月～6月の間のいずれか1か月の売上が、平成31年2月～令和2年1月の間のいずれか1か月の売上高と比較して、1円以上減少していること
 - ※事業の実施における売上高の減少が対象となりますので、補助金や助成金、会費等の収入減は対象外です。
- ④ 令和元年度までに納期を迎えた市税に未納がないこと。

【対象外となる事業者】

・風営法上の風俗営業（一部例外）、性風俗関連特殊営業を行う者 ・暴力団等に関する事業者 ・宗教法人、各種協同組合等

申請期間

令和2年5月11日（月）～令和2年7月31日（金）（消印有効）

申請方法

- ・感染症拡大防止のため、申請は原則として郵送でお願いいたします。
- ・郵送先：〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1
戸田市役所 経済政策課 小規模事業者等臨時給付金担当
- ・申請書兼請求書、誓約書、口座振込払依頼書は、市ホームページからダウンロードできるほか、戸田市経済政策課の窓口等で配布しています。

提出書類

【法人の場合】

- ・申請書兼請求書（第1号様式）
- ・誓約書（第2号様式）
- ・履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの。写し可）
- ・売上の減少がわかる書類
（試算表、帳簿等の写し）
- ・直近の決算書の控えの写し ※e-Taxの場合は、受信通知も併せて提出してください。
（法人税確定申告書別表一（收受印付）、法人事業概況説明書）
- ・口座振込払依頼書
- ・法人名義の口座の通帳又はキャッシュカードの写し
（金融機関名、店名、預金種目、口座番号、口座名義）

【個人事業主の場合】

- ・申請書兼請求書（第1号様式）
- ・誓約書（第2号様式）
- ・開業届の控えの写し（所得税の青色申告決算書又は白色申告書+営業許可証等の事業実態が確認できる書類で代用可）
- ・売上の減少がわかる書類
（試算表、帳簿等の写し）
- ・2019年所得税確定申告書の控えの写し
※e-Taxの場合は、受信通知も併せて提出してください。
（收受印付、決算書等を含む）
- ・口座振込払依頼書
- ・申請者名義の口座の通帳又はキャッシュカードの写し
（金融機関名、店名、預金種目、口座番号、口座名義）
- ・本人確認書類の写し

※特定非営利活動法人において、法人税法及び同法施行令に規定する収益事業を実施しておらず、法人税の確定申告の義務がない場合には、その代用として直近の収支決算書を提出してください。また、その旨申請書の事前確認欄に記載してください。